nishikawa

第76回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年６月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

開催場所

広島市西区三篠町二丁目２番８号
西川ゴム工業株式会社
本社５階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査等委員でない取締役３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2025年６月25日（水曜日）午後６時
（議決権行使書は上記行使期限到着分まで）

西川ゴム工業株式会社
証券コード：5161

ゴムの可能性を、
のびのび考える。

昨日まで未来だったことが、
今日という現実になっている。

これまで常識だったことが、
これからの非常識になりつつある。

世界はますます多様化しながら、
持続可能なアイデアを求めている。

ゴムの可能性をのばすために
試行錯誤してきた私たちだからこそ、
たどり着ける正解がきっとある。

自分と向き合い、問いつづけてみよう。
世界に向けて、問いかけてみよう。
しなやかさとたくましさを発揮しながら。

発想に弾力を。世界に快適を。

弾力発想。

nishikawa 西川ゴム工業

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第76回定時株主総会を2025年６月26日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

また、当連結会計年度（2024年４月１日から2025年３月31日まで）の当社グループの現況に関する事項等につきご報告申し上げますので、ご高覧ください。

株主の皆様におかれましては、引き続き厚いご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2025年６月

代表取締役社長　小川秀樹

目次

- 第76回定時株主総会招集ご通知 …… 3
- 議決権行使についてのご案内 …… 5
- 株主総会参考書類 …… 7
- 事業報告 …… 28
- 連結計算書類 …… 45
- 計算書類 …… 47
- 監査報告書 …… 49
- ご参考 …… 54

（証券コード5161）
2025年６月５日
（電子提供措置の開始日2025年5月29日）

株 主 各 位

広島市西区三篠町二丁目２番８号
西川ゴム工業株式会社
代表取締役社長 **小川 秀樹**

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第76回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

　当社ウェブサイト
　https://www.nishikawa-rbr.co.jp/

　上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「株主・株式情報」「株主総会」の順に選択のうえ、ご覧ください。

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**　なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後述の議決権行使についてのご案内および株主総会参考書類をご検討くださいまして、2025年６月25日（水曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1 日　　時　2025年**6**月**26**日（木曜日）午前**10**時（受付開始　午前９時）

2 場　　所　広島市西区三篠町二丁目２番８号

西川ゴム工業株式会社　本社５階会議室

3 目的事項

報告事項

1．第76期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件

2．会計監査人および監査等委員会の第76期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　監査等委員でない取締役３名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以　上

- 当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。
  ①事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所および工場」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の体制および方針」、「株式会社の支配に関する基本方針」および「剰余金の配当等の決定に関する方針」
  ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席

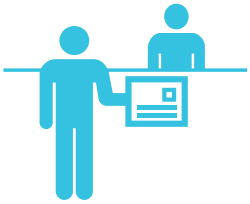

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 ▶ 2025年６月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

郵送

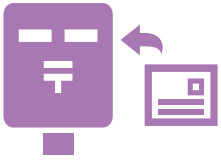

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。
各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 ▶ 2025年６月25日（水曜日） 午後６時到着分まで

インターネット

次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご高覧の上、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶ 2025年６月25日（水曜日） 午後６時まで

（注）書面とインターネットにより、重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またインターネットによって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

❶ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

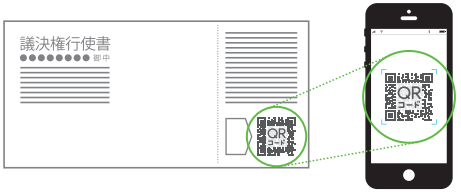

❷ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

❶ 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

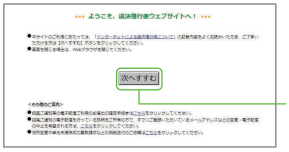

「次へすすむ」をクリック

❷ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

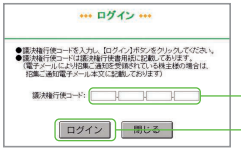

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

❸ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。

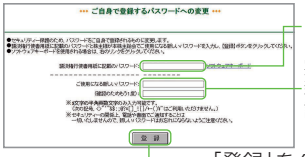

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

❹ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
受付時間：午前９時～午後９時

●インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は株主様のご負担となります。
●インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によってはご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、連結の株主資本配当率（ＤＯＥ）を年間８％程度として、安定的な利益還元を実施することを基本方針としており、期末配当につきましては2025年３月期の株主資本等に４％を乗じた金額を配当いたします。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、前期に比べ１株につき159円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　金183円

総額　　3,534,408,381円

（ご参考）中間配当を含めた年間配当金は、１株につき金209円となります。

2

剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年６月27日

１株当たり配当の推移

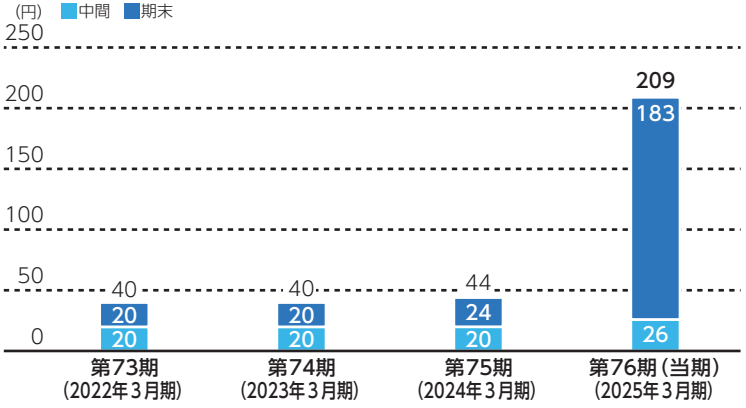

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

次の理由から定款の一部変更を行うものであります。

（１）発行可能株式総数

2025年３月５日取締役会決議により、2025年３月31日を基準日として、2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の発行済株式総数は39,990,774株に増加しております。当該株式分割に伴う変更、かつ、機動的な資本政策が行えるようにするための準備の一環として、現行定款第６条に定める発行可能株式総数を48,343,000株から100,000,000株に変更するものであります。

（２）監査等委員でない取締役の員数

経営の監督と業務執行を明確に分離し、経営の意思決定の迅速化を図るため、現行定款第19条に定める監査等委員でない取締役の員数を15名以内から８名以内に変更するものであります。

（３）取締役会の招集権者・議長

当社の経営体制に合わせて機動的な取締役会の運営を図るため、現行定款第24条に定める取締役会の招集権者および議長について所要の変更を行うものであります。

（４）その他

現行定款第38条について、誤記の修正のために変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第６条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、4,834万3千株とする。	第６条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、１億株とする。
第19条(員数) 当会社の監査等委員でない取締役は15名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする。	第19条(員数) 当会社の監査等委員でない取締役は８名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする。
第20条～第23条（条文省略）	第20条～第23条（現行どおり）
第24条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ② 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。 ③ 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 ④（省略） ⑤（省略）	第24条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。 ② 前項により選定された取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 （削除） ③（現行どおり） ④（現行どおり）
第38条(報酬等) 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	第38条(事業年度) 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

第３号議案　監査等委員でない取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役７名全員が任期満了となります。当社は、取締役の監督機能の強化および執行役員による業務執行体制をより明確にするため、新経営体制への移行を予定しております。それに伴い、監査等委員でない取締役４名を減員し、監査等委員でない取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、監査等委員会から、各候補者の選任の方針、手続等は相当であるとの意見表明を受けております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	性別	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	再任	西川 正洋（にしかわ まさひろ）	男性	取締役会長	100% (27回/27回)
2	再任	小川 秀樹（おがわ ひでき）	男性	代表取締役社長	100% (27回/27回)
3	再任	出口 幸三（でぐち こうぞう）	男性	代表取締役副社長 技術・生産統括本部長	100% (27回/27回)

1 西川（にしかわ） 正洋（まさひろ）

再任

1948年12月９日生（満76歳　本総会終結時）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2024年度における取締役会への出席状況
1,000,768株	46年（本総会終結時）	100%（27回/27回）

● 略歴および地位

1972年４月　当社入社
1979年６月　当社取締役
1981年６月　当社管理本部副本部長
1985年４月　当社専務取締役
1986年３月　当社営業本部長
1986年10月　当社代表取締役社長
2001年12月　上海西川密封件有限公司　董事長
2017年６月　当社代表取締役会長
2025年４月　当社取締役会長（現任）

● 重要な兼職の状況

公益財団法人西川記念財団　代表理事　　株式会社イズミ　社外取締役

取締役候補者とした理由

西川正洋氏は、長年にわたり代表取締役として当社の経営に携わり、経営者としての豊富な知識・経験・能力を有しております。2025年３月末に代表取締役を退任しましたが、現在は取締役会のメンバーとして、豊富な経営経験と深い知見をもとに、的確な助言と支援を行っております。

当社は、候補者の経営者としての幅広い視野が当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2 小川（おがわ） 秀樹（ひでき） 再任

1961年７月30日生（満63歳　本総会終結時）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2024年度における取締役会への出席状況
33,400株	12年（本総会終結時）	100%（27回/27回）

● 略歴および地位

1985年 4 月　当社入社
2008年 7 月　当社執行役員
2010年10月　当社グローバル統括部担当
2013年 6 月　当社取締役
2018年 6 月　当社常務取締役
2020年 6 月　当社専務取締役
2023年 4 月　当社代表取締役社長（現任）

● 重要な兼職の状況

ニシカワ・クーパー LLC　マネージメントコミッティー議長
上海西川密封件有限公司　董事長
広州西川密封件有限公司　董事長
西川橡胶（上海）有限公司　董事長
湖北西川密封系統有限公司　董事長
ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.　代表取締役
PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシア　コミサリス

取締役候補者とした理由

小川秀樹氏は、当社の海外拠点立ち上げに携わり、長年にわたり当社のグローバル展開へ貢献しております。また、技術、生産および管理を中心に、国内外における豊富な業務執行経験を有しており、特にアジア地域におけるビジネス展開においては深い知見を有しております。さらには現地社員の教育を通じ、拠点責任者になるまでの育成に携わっております。2023年４月からは代表取締役社長として当社グループを牽引するとともに、「全員経営」と「弾力発想。」を掲げ、当社グループの持続的成長を推進しております。

当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識を活かし、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3 出口（でぐち） 幸三（こうそう） 再任

1967年４月27日生（満58歳　本総会終結時）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2024年度における取締役会への出席状況
18,750株	７年（本総会終結時）	100％（27回/27回）

● 略歴および地位

1992年３月　当社入社
1995年６月　ニシカワ・スタンダード・カンパニー（現　ニシカワ・クーパー LLC）営業技術エンジニア
2012年６月　当社営業技術部長
2016年６月　当社執行役員
2017年６月　当社上席執行役員
2018年６月　当社取締役
2022年６月　当社常務取締役
2024年６月　当社専務取締役
2025年４月　当社代表取締役副社長（現任）

● 当社における担当

技術・生産統括本部長

● 重要な兼職の状況

西川デザインテクノ株式会社　代表取締役社長

取締役候補者とした理由

出口幸三氏は、長年にわたり当社および海外関係会社の技術部門およびIT化に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。当社グループの技術確立にも多くの実績をもち、新材料・新製品・新工法の開発、生産プロセス革新を主導しております。

当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識を活かし、特に技術開発・生産の観点から当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。なお、被保険者の範囲は当社および国内子会社の取締役、監査役、執行役員としており、すべての被保険者について、その保険料を会社が全額負担しております。
ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。
本総会において本議案の各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 当社は、2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。各候補者の所有する当社の株式数は、当該株式分割前（2025年３月31日現在）の株式数を記載しております。

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役４名全員が任期満了となります。監査等委員会の監視機能の強化および多様な意見を反映するため１名増員し、監査等委員である取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	性別	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	新任	久保（くぼ） 勇人（はやと）	男性	事務監 監査等委員会付	―	―
2	再任 社外 独立	大迫（おおさこ） 唯志（ただし）	男性	取締役 (監査等委員)	96% (26回/27回)	100% (23回/23回)
3	再任 社外 独立	山本（やまもと） 順一（じゅんいち）	男性	取締役 (監査等委員)	100% (27回/27回)	100% (23回/23回)
4	再任 社外 独立	藏田（くらた） 修（おさむ）	男性	取締役 (監査等委員)	100% (27回/27回)	100% (23回/23回)
5	新任 社外 独立	岩崎（いわさき） 玲子（れいこ）	女性	―	―	―

1 久保（くぼ） 勇人（はやと） 新任

1967年２月18日生（満58歳　本総会終結時）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2024年度における取締役会への出席状況	2024年度における監査等委員会への出席状況
1,000株	—	—	—

● 略歴および地位

1989年４月　当社入社
2004年10月　ニシカワ・タチャプララート・ラバー・カンパニー Ltd.
（現　ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.）
管理担当副社長
2015年４月　当社人事部長
2017年６月　当社執行役員　管理本部副本部長
2023年６月　当社上席執行役員　総務・人事本部長
2025年４月　当社事務監　監査等委員会付（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

久保勇人氏は、長年にわたり人事部門を中心に管理本部業務に携わり、コーポレートガバナンスおよび内部統制など管理部門全般に関する知識と見識を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できると判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

2 大迫（おおさこ） 唯志（ただし）

再任 社外 独立

1955年10月６日生（満69歳　本総会終結時）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2024年度における取締役会への出席状況	2024年度における監査等委員会への出席状況
3,800株	10年（本総会終結時）	96%（26回/27回）	100%（23回/23回）

● 略歴および地位

1982年４月　弁護士登録
2011年７月　弁護士法人広島総合法律会計事務所入所
2012年６月　当社監査役
2015年６月　当社取締役
2017年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）
2019年１月　弁護士法人広島総合法律会計事務所所長
2020年６月　株式会社広島銀行　社外監査役（現任）

● 重要な兼職の状況

弁護士
株式会社広島銀行　社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大迫唯志氏は、社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、弁護士として高度な専門的知識を有しておられます。

当社は、候補者が有する法律の専門知識が取締役会の監査・監督の強化ならびに監査等委員会、取締役・執行役員選任協議会、リスク管理委員会およびグループコンプライアンス委員会の法律面での強化に寄与することで当社の中長期的な企業価値の向上が期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立役員の届出

大迫唯志氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」（25頁参照）を満たしており、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

なお、大迫唯志氏は、当社の主要な借入先である株式会社広島銀行の社外監査役の職を務めておられますが、業務執行者にあたられないことから同氏の独立性は確保されていると判断しております。

責任限定契約について

当社は大迫唯志氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

（注）大迫唯志氏の社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって10年、監査等委員である取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって８年となります。

3 山本（やまもと） 順一（じゅんいち）

再任　社外　独立

1948年４月23日生（満77歳　本総会終結時）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2024年度における取締役会への出席状況	2024年度における監査等委員会への出席状況
3,000株	10年（本総会終結時）	100%（27/27回）	100%（23回/23回）

● 略歴および地位

1973年４月　東洋工業株式会社（現　マツダ株式会社）入社
2001年３月　同社技術研究所長
2005年６月　同社監査役（常勤）
2013年６月　同社監査役（常勤）退任
2014年９月　株式会社ひろしまイノベーション推進機構顧問（現任）
2015年６月　当社取締役
2017年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山本順一氏は、自動車業界出身者として豊富な経験および幅広い知見を有しておられます。

当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験や知見が取締役会の監査・監督の強化ならびに監査等委員会、取締役・執行役員選任協議会、リスク管理委員会およびグループコンプライアンス委員会の活動強化に寄与することで当社の中長期的な企業価値の向上が期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立役員の届出

山本順一氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」（25頁参照）を満たしており、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

なお、山本順一氏は、過去において当社の特定関係事業者であるマツダ株式会社の監査役の職を務めておられましたが、2013年６月に同社の役職を退任されていることから、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

責任限定契約について

当社は山本順一氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

（注）山本順一氏の社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって10年、監査等委員である取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって８年となります。

4 藏田（くらた） 修（おさむ）

再任 社外 独立

1959年８月27日生（満65歳　本総会終結時）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2024年度における取締役会への出席状況	2024年度における監査等委員会への出席状況
3,000株	８年（本総会終結時）	100%（27回/27回）	100%（23回/23回）

● 略歴および地位

1984年10月　朝日監査法人（現　有限責任 あずさ監査法人）入所
1988年４月　公認会計士登録
1993年４月　税理士登録
2006年６月　あずさ監査法人（現　有限責任 あずさ監査法人）退所
2010年10月　広島総合公認会計士共同事務所代表（現任）
2011年１月　広島総合税理士法人代表社員（現任）
2015年６月　当社監査役
2017年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）

● 重要な兼職の状況

公認会計士、税理士
広島総合公認会計士共同事務所　代表
広島総合税理士法人　代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藏田修氏は、社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、公認会計士および税理士として高度な専門的知識を有しておられます。

当社は、候補者が有する会計・税務の専門知識が取締役会の監査・監督の強化ならびに監査等委員会、取締役・執行役員選任協議会、リスク管理委員会およびグループコンプライアンス委員会の会計・税務面での強化に寄与することが期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立役員の届出

藏田修氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」（25頁参照）を満たしており、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

責任限定契約について

当社は藏田修氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

（注）藏田修氏の社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって８年、監査等委員である取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって８年となります。

5 岩崎（いわさき） 玲子（れいこ）

新任 社外 独立

1965年10月25日生（満59歳　本総会終結時）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2024年度における取締役会への出席状況	2024年度における監査等委員会への出席状況
—	—	—	—

● 略歴および地位

1989年４月　凸版印刷株式会社（現　ＴＯＰＰＡＮホールディングス株式会社）入社
2002年４月　株式会社トッパンマインドウェルネス（現　ＴＯＰＰＡＮ株式会社）常務取締役
2014年１月　株式会社トッパンマインドウェルネス（現　ＴＯＰＰＡＮ株式会社）代表取締役
2022年４月　個人事業主として人材開発コンサルティング業開始
2023年６月　株式会社アドバネクス社外取締役
2024年５月　アークランズ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年８月　株式会社For SDGs代表取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

アークランズ株式会社　社外取締役（監査等委員）
株式会社For SDGs　代表取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岩﨑玲子氏は、人材開発コンサルティング企業の経営者として豊富な経験および幅広い知見を有しておられます。

当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験や知見が取締役会の監査・監督の強化ならびに監査等委員会、リスク管理委員会およびグループコンプライアンス委員会の活動強化に寄与するとともに、人材育成・組織開発、ダイバーシティ文化醸成などの視点から当社の中長期的な企業価値の向上が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立役員の届出

岩﨑玲子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」（25頁参照）を満たしており、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

責任限定契約について

岩﨑玲子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

（注）1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。なお、被保険者の範囲は当社および国内子会社の取締役、監査役、執行役員としており、すべての被保険者について、その保険料を会社が全額負担しております。
ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。
本総会において本議案の各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 当社は、2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。各候補者の所有する当社の株式数は、当該株式分割前（2025年３月31日現在）の株式数を記載しております。

（ご参考）社外取締役の独立性基準

当社における社外取締役のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない者は、独立性を有するものと判断しております。

（１）当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10％以上を保有する者）またはその業務執行者である者。
※「業務執行者」とは、取締役、執行役および執行役員、ならびにそれらに準ずる者をいいます。
（２）当社の主要な取引先またはその業務執行者である者。
※「主要な取引先」とは、年間の取引金額が、当社グループの連結売上高の５％以上の取引先をいいます。
（３）当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担当している者。
（４）当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体の業務執行者）である者。
（５）当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者。
（６）当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体の業務執行者である者）。
（７）過去３年間において、上記（１）から（６）のいずれかに該当していた者。
（８）上記（１）から（７）のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の二親等以内の親族。
（９）当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む）の二親等以内の親族。
（10）過去３年間において、当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族。
（11）前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者。

（ご参考）スキルマトリックス

第３号議案および第４号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および各取締役に対して特に経験・専門性を活かすことを期待する分野は次のとおりです。

氏名	当社における地位	経営者経験	グローバル経験	法務	コーポレートファイナンス	IT	営業	技術開発	生産	品質保証
西川 正洋	取締役会長	○	○	○	○		○			
小川 秀樹	代表取締役社長	○	○	○	○	○	○		○	○
出口 幸三	代表取締役副社長	○	○			○	○	○	○	○
久保 勇人	取締役 (常勤監査等委員)		○	○						
大迫 唯志	社外取締役 (監査等委員)			○						
山本 順一	社外取締役 (監査等委員)							○		
藏田 修	社外取締役 (監査等委員)				○					
岩﨑 玲子	社外取締役 (監査等委員)	○					○			

（注）上記一覧表は、取締役候補者の有するすべてのスキル・経験を表すものではありません。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2017年６月27日開催の第68回定時株主総会において年額60百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

監査等委員会の監視機能の強化および優秀かつ多様な人材の確保等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

また、現在の監査等委員である取締役の員数は４名でありますが、第４号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は５名となります。

当社は、事業報告42頁記載の取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

以上

事業報告（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

❶ 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、不安定な国際情勢に起因する資源・エネルギー価格の高騰、中国での長引く不動産不況による景気減速、米国政権交代に伴う関税問題などもあり、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

一方、日本経済は、物価上昇の継続が影響し、個人消費の持ち直しに一部足踏みが残るものの、インバウンド需要や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が見られました。

自動車業界におきましては、東アジアでは自動車生産台数は前期比で増加しましたが、日本、北米および東南アジアでは自動車生産台数は前期比で減少しました。

当社グループにおきましては、全員経営を掲げ、企業価値向上への取り組みを進めております。当連結会計年度における売上高は為替等が寄与し1,206億39百万円（前期比2.3％増）、営業利益は合理化・効率化活動の継続などにより、73億24百万円（前期比11.７％増）となりましたが、為替差損等の影響などにより、経常利益は76億17百万円（前期比14.6％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は39億57百万円（前期比21.5％減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

日本事業

売上高 577億10百万円

前期比 3.5%増

営業利益 47億67百万円

前期比 8.9%減

自動車生産台数が前期比で減少したものの、当社受注車種の影響などにより、売上高は577億10百万円（前期比3.5%増）となりましたが、内部統制強化プロジェクト対応のための支出や、賃金の引き上げ等が影響し、営業利益は47億67百万円（前期比8.9%減）となりました。

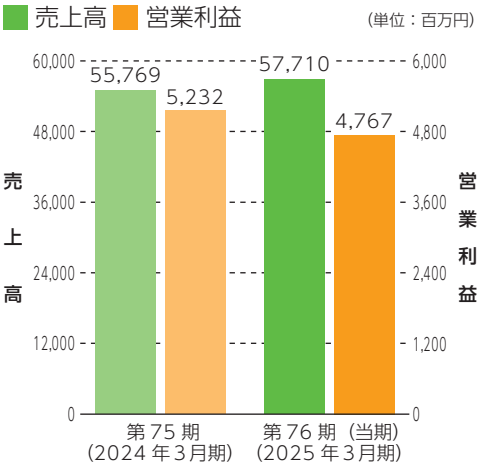

北米事業

売上高 452億39百万円

前期比 5.4%増

営業損失 1億45百万円

前期比 ー

自動車生産台数が前期比で減少したものの、当社受注車種および為替の影響などにより、売上高は452億39百万円（前期比5.4%増）となりました。営業利益は米国拠点の回復により前期よりも改善しましたが、メキシコ拠点の業績が影響し、1億45百万円の営業損失（前期は営業損失17億12百万円）となりました。

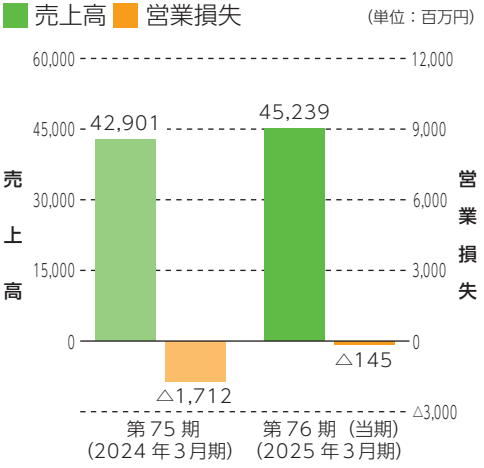

東アジア事業

売上高 110億25百万円

前期比 16.2%減

営業利益 3億65百万円

前期比 48.4%減

自動車生産台数が前期比で増加しましたが、当社の受注車種が減少したことにより、売上高は110億25百万円（前期比16.2%減）となり、営業利益は３億65百万円（前期比48.4%減）となりました。

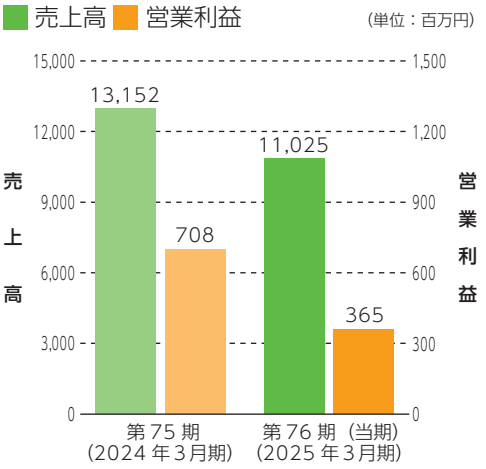

東南アジア事業

売上高 128億76百万円

前期比 0.2%減

営業利益 25億42百万円

前期比 5.4%増

自動車生産台数が前期比で減少したことなどにより、売上高は128億76百万円（前期比0.2%減）となりましたが、インドネシア拠点の業績改善により、営業利益は25億42百万円（前期比5.4%増）となりました。

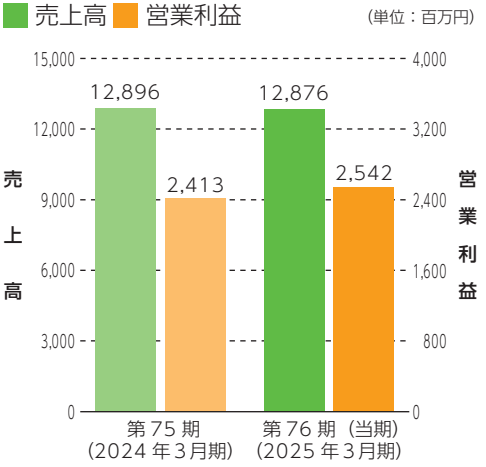

❷ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は総額49億円であります。その主なものは、新製品生産設備および合理化投資などであります。なお、所要資金は主として自己資金でまかないました。

❸ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

❹ 財産および損益の状況の推移

項目		第73期 (2022年３月期)	第74期 (2023年３月期)	第75期 (2024年３月期)	第76期 (当連結会計年度) (2025年３月期)
売上高	(百万円)	84,503	98,167	117,904	120,639
経常利益	(百万円)	3,598	1,332	8,920	7,617
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,105	1,170	5,038	3,957
１株当たり当期純利益	(円)	53.73	30.40	130.73	102.49
総資産	(百万円)	115,631	125,156	137,732	138,400
純資産	(百万円)	72,463	74,560	87,510	91,721
１株当たり純資産額	(円)	1,751.01	1,872.24	2,190.79	2,276.51

(注) 1. １株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数により算出しております。
2. 当社は、2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第73期の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。

●売上高

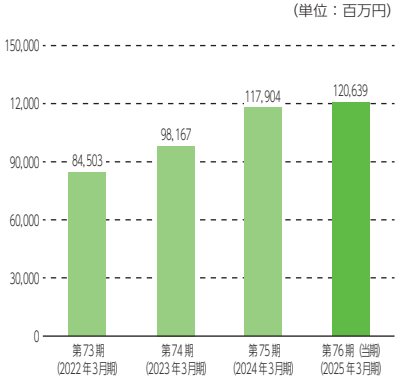

●経常利益

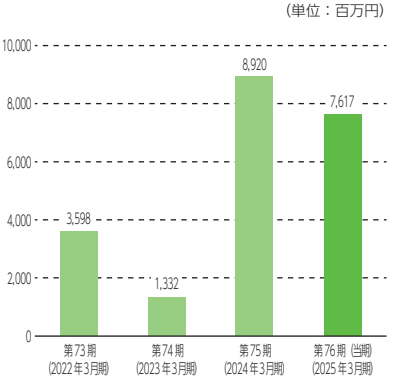

●親会社株主に帰属する当期純利益

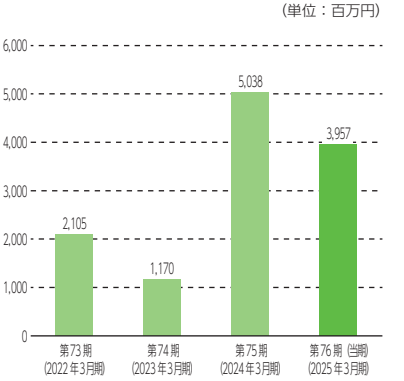

●1株当たり当期純利益

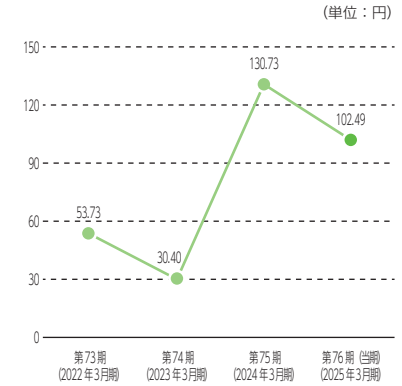

●総資産・純資産

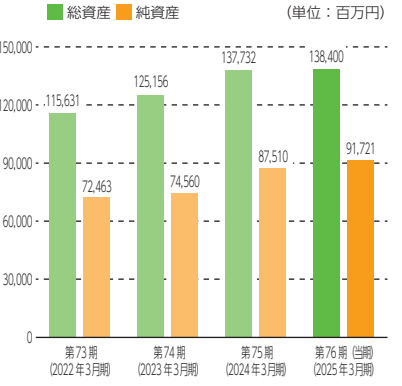

●1株当たり純資産額

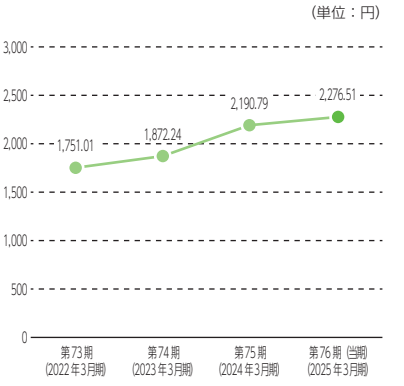

(注)　当社は、2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第73期の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。

❺ 重要な子会社の状況（2025年３月31日現在）

会社名	資本金又は出資金	議決権の所有割合	主な事業内容
西川物産株式会社	21 百万円	100.0 %	自動車用部品、一般産業資材
株式会社西川ビッグオーシャン	27 百万円	100.0	自動車用部品、一般産業資材
株式会社西川ゴム山口	20 百万円	100.0	自動車用部品
株式会社西和物流	10 百万円	100.0	運送業
西川デザインテクノ株式会社	20 百万円	100.0	自動車用部品
ニシカワ・オブ・アメリカ，Inc.	48,000 千米ドル	100.0	自動車用部品
ニシカワ・クーパー LLC	21,243 千米ドル	60.0 (60.0)	自動車用部品
ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.	630,000 千バーツ	77.7	自動車用部品
上海西川密封件有限公司	173,267 千人民元	100.0	自動車用部品
広州西川密封件有限公司	106,751 千人民元	100.0	自動車用部品
西川橡胶（上海）有限公司	1,140 千人民元	100.0	自動車用部品
湖北西川密封系統有限公司	60,534 千人民元	100.0	自動車用部品
ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.	1,390,237 千ペソ	100.0 (100.0)	自動車用部品
PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシア	376,286 百万ルピア	91.8	自動車用部品

（注）1. 「議決権の所有割合」欄の（内書）は間接所有であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3. 当期の連結子会社は上記14社であります。
4. ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.は、2024年12月16日付で増資を行っております。

❻ 対処すべき課題

2025年の世界経済は全体的に緩やかな成長が見込まれており、日本経済においても内需を中心に緩やかな持ち直しが見込まれていましたが、米国通商政策により国際貿易に対する圧力が増大する懸念があることが予想され、自動車および自動車部品をはじめとした各種関税の引き上げによって、企業の収益が悪化し、世界的な経済成長の鈍化が懸念されることから、今後の経営環境の変化に注視が必要となります。

当社においては、2024年５月に『2030年 グローバル中長期経営計画』を策定し、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を取り入れ、当社の企業価値向上と持続可能な社会に貢献すべく尽力してまいりました。しかしながら、当該計画における具体的な成長戦略ストーリーを描き切れておらず、資本政策に関する取り組みも不十分でした。そのため、当該計画公表後も、PBR１倍割れの状態が継続していました。

このような状況を踏まえ、事業戦略・資本政策・ガバナンスの透明性を最大限に高め、PBR１倍以上の早期達成と持続的な企業価値向上を推進する基盤を固めるため、2025年２月10日に『2030年 グローバル中長期経営計画』追補版を公表いたしました。これにより、PBR１倍を実現することができました。

事業戦略においては、日本セグメントは、軽量・静音の差別化製品のブランド戦略による顧客へのプロモーション、AIを活用した製品や金型設計、材料開発等の開発期間の短縮等により、日本車への当社製品装着シェアアップを図ってまいります。

海外セグメントにおいては、北米セグメントのメキシコ拠点の業績改善に加え、東アジアセグメントにおける日本車以外の中国メーカー、欧州メーカーの受注拡大、生産体制の強化による収益性回復と競争力の向上を図ってまいります。

一方で、2024年５月には、メキシコの連結子会社における棚卸資産の誤謬問題が生じました。

当社といたしましては財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を認識しており、各関係会社の内部統制および本社からのモニタリング体制のさらなる強化を図ることは、財務報告の信頼性確保や企業価値の向上を実現するために必要不可欠であると考えており、引き続き、各社における個別業務の局所的な改善対応に留まることなく、本質的な体制強化に取り組むことで、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様からの信頼確保に努めてまいります。

1）『2030年 グローバル中長期経営計画』ロードマップ

〈目指す姿〉
社会から、お客様から、株主様から、社員から、皆様から愛され続ける
広島発祥のグローバルニッチトップ企業を目指します

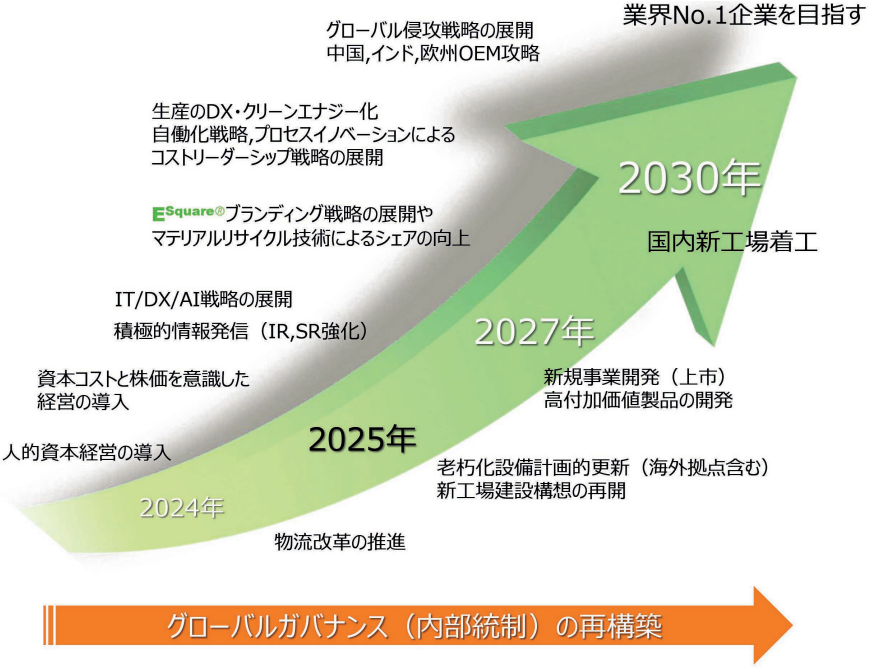

2）2030年中長期 財務目標（連結）

当社は、資本コストを低下させ、ROE達成を狙う目的から、KGIとして最適な自己資本比率を55%と定め2031年３月期までの達成を目指します。

KGI（連結） 重要目標達成指標	2028年３月期 中期目標	2031年３月期 長期目標
売上高	1,250億円	**1,300億円**
営業利益	100億円	**130億円**
営業利益率	8.0%	**10.0%**
ROE	8.0%	**9.0%**
ROIC	7.0%	**8.0%**
自己資本比率	**60.0%**	**55.0%**

3）サステナブル経営の推進（非財務目標）

環境及び社会課題の解決を企業活動の前提条件と捉え、持続可能な社会と社会的責任を果たすべく、取り組むべき重点課題（マテリアリティ）を特定し、具体的な取り組みと各KPIを設定いたしました。

社会や環境の変化に対応しながら、未来に向けて以下ESGの取り組みを進めてまいります。

	重要課題（マテリアリティ）	主な取り組み	指標及び管理項目	第76期（2025年3月期）実績	第77期（2026年3月期）	第79期（2028年3月期）	第82期（2031年3月期）
E	脱炭素企業への挑戦	省エネ活動、再エネ購入 太陽光発電導入 低排出量燃料への置換	国内：CO2排出量削減率 Scope1+2(2013年度比)	30%削減	32%削減	35%削減	46%削減
	産業廃棄物発生量の最小化	マテリアルリサイクル 軽量化製品の拡販 歩留改善など	単体：産業廃棄物発生量削減率（2013年度比）	43%減	44%減	46%減	55%減
S	ダイバーシティの推進	ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン	単体：女性管理職比率 単体：障がい者雇用率	3.1% 2.6%	5.0% 法定雇用率を上回る雇用	7.0%	15.0%
	人権尊重	サプライチェーン全体の人権DD推進	グローバル：児童労働・強制労働・人身売買、不正件数	0件	0件	0件	0件
	働き方改革	健康経営 職場環境改善 キャリア開発	単体：ワーク・エンゲイジメントスコア（当社基準）	67%	67%以上	68%以上	69%以上
G	コンプライアンスの徹底	コンプライアンス研修 法令改正通信配信 理解度テスト	汚職防止、競争法、下請法、知財法等の違反件数、不正件数	0件	0件	0件	0件
	内部統制の強化と適切な情報発信	組織の再構築 ルール整備 適切な情報開示	サステナビリティ評価外部機関EcoVadisスコア	60点	60点以上	65点以上	68点以上
	リスクマネジメントの強化	ERM、危機管理規定整備 サイバーセキュリティーの強化	単体：関連規定類の整備 重大インシデント件数	0件	整備完了 0件	0件	0件

2 会社の株式に関する事項（2025年３月31日現在）

❶ **発行可能株式総数**　48,343,000株
❷ **発行済株式の総数**　19,995,387株（自己株式681,680株を含む）
❸ **株 主 数**　4,518名
❹ **大 株 主（上位10名）**

株主名	持株数		持株比率	
公益財団法人西川記念財団	1,530	千株	7.92	%
西川ゴム工業取引先持株会	1,262		6.53	
株式会社ハイレックスコーポレーション	1,241		6.43	
西川正洋	1,000		5.18	
ＥＳＧ投資事業組合	1,000		5.18	
株式会社広島銀行	957		4.96	
西川泰央	545		2.83	
株式会社山口銀行	544		2.82	
西川ゴム工業社員持株会	501		2.60	
立花証券株式会社	482		2.50	

（注）1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式681,680株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。

❺ **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

区分	株式数		交付対象者数	
監査等委員でない取締役	15,250	株	7	名
監査等委員である取締役（社外取締役を除く）	1,500		1	

❻ **その他株式に関する重要な事項**

当社は、2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数は、19,995,387株増加して39,990,774株となっております。

3 会社役員に関する事項

❶ 取締役に関する事項（2025年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長	西川 正洋		• 公益財団法人西川記念財団　代表理事 • 株式会社イズミ　社外取締役
代表取締役 社長	小川 秀樹		• ニシカワ・クーパー LLC マネージメントコミッティー議長 • 上海西川密封件有限公司　董事長 • 広州西川密封件有限公司　董事長 • 西川橡胶（上海）有限公司　董事長 • 湖北西川密封系統有限公司　董事長 • ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V. 代表取締役 • PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシア コミサリス
専務取締役	出口 幸三	技術・生産統括本部長 兼 設計開発本部長 兼 ものづくり開発本部長	• 西川デザインテクノ株式会社 代表取締役社長
常務取締役	岩本 忠夫	品質保証統括本部長	
常務取締役	休石 佳司	コーポレート統括本部長 兼 ハラスメント相談室長	
取締役	手石 実	サステナビリティ推進室長	
取締役	立臺 昭彦	生産本部長	
取締役	佐々木 慶浩	営業統括本部長	

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	吉野　毅		
取締役 (監査等委員)	大迫唯志		• 株式会社広島銀行　社外監査役
取締役 (監査等委員)	山本順一		
取締役 (監査等委員)	藏田　修		• 広島総合公認会計士共同事務所　代表 • 広島総合税理士法人　代表社員

(注) 1. 大迫唯志氏、山本順一氏および藏田修氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である藏田修氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 大迫唯志氏、山本順一氏および藏田修氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 当事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏　名	退任時の担当	退任時の重要な兼職の状況	退任日
常務取締役	岩本忠夫	品質保証統括本部長		2025年3月31日

なお、常務取締役 岩本忠夫氏は、辞任による退任であります。

5. 当事業年度末日後に生じた異動は、次のとおりであります。

氏　名	担当		異動年月日
	変更後	変更前	
西川正洋	取締役会長	代表取締役会長	2025年４月１日
出口幸三	代表取締役副社長 技術・生産統括本部長	専務取締役 技術・生産統括本部長 兼 設計開発本部長 兼 ものづくり開発本部長	2025年４月１日
休石佳司	常務取締役 コーポレート統括本部長 兼 人事・安全本部長 兼 ハラスメント相談室長	常務取締役 コーポレート統括本部長 兼 ハラスメント相談室長	2025年４月１日
立臺昭彦	取締役 生産本部長 兼 ものづくり開発本部長	取締役 生産本部長	2025年４月１日

❷ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

❸ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。なお、被保険者の範囲は当社および国内子会社の取締役、監査役、執行役員としており、すべての被保険者について、その保険料を会社が全額負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

❹ 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を取締役・執行役員選任協議会にて検討した結果に基づく取締役会の決議により決定しており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬額は、取締役・執行役員選任協議会で各取締役（監査等委員を除く）の報酬額ならびに報酬に占める基本報酬および業績連動報酬の割合を決定し、取締役会へ報告しております。

ただし、譲渡制限付株式報酬における各取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、取締役・執行役員選任協議会が報酬案を提案し、その提案内容に基づく取締役会の決議により決定しております。

なお、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容について、取締役・執行役員選任協議会にて決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその報告内容をもって決定方針に沿っていることを確認しております。

② 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を監査等委員会の決議により決定しており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役（監査等委員）の基本報酬額および譲渡制限付株式報酬額は、取締役（監査等委員を除く）の報酬に準じた報酬案を取締役・執行役員選任協議会が策定した上で、これを監査等委員会に提案しております。

監査等委員会は提案内容について協議を行い、各取締役（監査等委員）の報酬額を監査等委員会の決議により決定しております。

なお、業務執行から独立した立場にある取締役（監査等委員）については、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としておりますが、社内取締役に限り、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止および信用維持へのインセンティブを付与する観点から、基本報酬に加えて譲渡制限付株式報酬を支給しております。

③ 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため取締役・執行役員選任協議会を設置しており、取締役会の委任決議に基づき、取締役・執行役員選任協議会が取締役（監査等委員を除く）の個人別の金銭報酬額の内容の決定を行っております。

なお、取締役・執行役員選任協議会は出席者の過半数の決議により決定しており、独立性・客観性を強化する観点から独立役員３名を含めた次の７名で構成しております。

氏　　名	地　　位	担　　当
西　川　正　洋	代表取締役会長	
小　川　秀　樹	代表取締役社長	
休　石　佳　司	常務取締役	管理統括本部長 兼 IT本部長 兼 ハラスメント相談室長
出　口　幸　三	常務取締役	技術・生産統括本部長 兼 設計開発本部長 兼 ものづくり開発本部長
大　迫　唯　志	社外取締役（独立）	監査等委員
山　本　順　一	社外取締役（独立）	監査等委員
藏　田　　修	社外取締役（独立）	監査等委員

（注）決議日（2024年５月）時点の会社における地位および担当を記載しております。

④　取締役の報酬等の額

区　　分	支給人数（名）	支給総額（百万円）	報酬等の種類別の支給額（百万円）		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8 （—）	300 （—）	200 （—）	73 （—）	26 （—）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 （3）	52 （29）	49 （29）	—	2 （—）

（注）1.　上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に計上した額であり、その交付状況は「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

2.　取締役（監査等委員を除く）の基本報酬および業績連動報酬を合わせた報酬額は、2017年６月27日開催の第68回定時株主総会において、年額400百万円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は14名であります。

　また、この報酬額とは別枠で、2020年６月25日開催の第71回定時株主総会において、交付日から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨の制限を設定した当社普通株式の付与のための金銭報酬の報酬額として年額50百万円以内および金銭報酬の報酬額に基づき発行または処分をされる当社普通株式の総数として年50,000株※以内（ただし、2020年６月25日開催の第71回定時株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は12名であります。

※当社は、2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しております。そのため、同日以降は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年100,000株以内となります。

3.　取締役（監査等委員）の基本報酬額は、2017年６月27日開催の第68回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は５名（うち、社外取締役４名）であります。

4.　取締役（監査等委員）のうち、社内取締役に対して上記報酬額とは別枠で、2020年６月25日開催の第71回定時株主総会において、交付日から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨の制限を設定した当社普通株式の付与のための金銭報酬の報酬額として年額５百万円以内および金銭報酬の報酬額に基づき発行または処分をされる当社普通株式の総数として年5,000株※以内（ただし、2020年６月25日開催の第71回定時株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）と決議されております。

　なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）における社内取締役の員数は１名であります。

※当社は、2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しております。そのため、同日以降は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年10,000株以内となります。

5.　当社は、当社の数値経営管理の全社数値目標、指標の相互の関連性・シンプルさ、他社動向等を勘案し業績連動報酬の指標として「連結営業利益」「単体営業利益」の２指標を選定しており、これらの指標を基に役職に応じた基準となる報酬等を勘案した上で、業績連動報酬の額を取締役・執行役員選任協議会の決議により決定しております。
　なお、当事業年度を含む指標の推移につきましては、以下のとおりであります。

項　　目	第73期（2022年３月期）	第74期（2023年３月期）	第75期（2024年３月期）	第76期（2025年３月期）
連結営業利益（百万円）	2,473	△105	6,555	7,324
単体営業利益（百万円）	559	1,634	4,264	4,055

❺ 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、吉野毅氏を常勤の監査等委員として選定しております。

（注）　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**76,120**
現金及び預金	47,808
受取手形及び売掛金	15,124
電子記録債権	1,671
有価証券	2,110
製品	3,302
仕掛品	1,151
原材料及び貯蔵品	2,901
未収還付法人税等	108
その他	1,945
貸倒引当金	△3
固定資産	**62,280**
有形固定資産	**29,671**
建物及び構築物	8,034
機械装置及び運搬具	9,111
工具、器具及び備品	2,280
土地	4,854
建設仮勘定	3,185
その他	2,205
無形固定資産	**1,332**
借地権	316
その他	1,015
投資その他の資産	**31,276**
投資有価証券	22,877
長期貸付金	49
繰延税金資産	732
退職給付に係る資産	7,145
その他	474
貸倒引当金	△1
資産合計	**138,400**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**29,924**
支払手形及び買掛金	10,122
短期借入金	11,115
未払法人税等	496
賞与引当金	1,367
製品保証引当金	27
未払金	1,737
その他	5,058
固定負債	**16,754**
長期借入金	7,310
繰延税金負債	6,915
退職給付に係る負債	435
役員退職慰労引当金	23
長期未払金	254
資産除去債務	387
その他	1,427
負債合計	**46,679**
純資産の部	
株主資本	**66,543**
資本金	3,364
資本剰余金	3,555
利益剰余金	60,396
自己株式	△773
その他の包括利益累計額	**21,392**
その他有価証券評価差額金	10,302
為替換算調整勘定	9,584
退職給付に係る調整累計額	1,505
非支配株主持分	**3,785**
純資産合計	**91,721**
負債・純資産合計	**138,400**

連結損益計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**120,639**
売上原価		99,211
売上総利益		**21,428**
販売費及び一般管理費		14,103
営業利益		**7,324**
営業外収益		
受取利息	377	
受取配当金	833	
持分法による投資利益	538	
その他	777	2,527
営業外費用		
支払利息	633	
固定資産除却損	152	
為替差損	1,264	
その他	184	2,234
経常利益		**7,617**
特別利益		
投資有価証券売却益	3	
環境対策引当金戻入額	31	34
特別損失		
固定資産除却損	14	14
税金等調整前当期純利益		**7,637**
法人税、住民税及び事業税	2,023	
法人税等調整額	645	2,669
当期純利益		**4,968**
非支配株主に帰属する当期純利益		1,010
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,957**

計算書類

貸借対照表 (2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**38,509**
現金及び預金	21,490
売掛金	9,228
電子記録債権	1,286
有価証券	2,110
製品	1,526
仕掛品	418
原材料及び貯蔵品	463
前払費用	214
未収入金	1,599
未収還付法人税等	65
その他	111
貸倒引当金	△4
固定資産	**54,042**
有形固定資産	**11,438**
建物	2,929
構築物	277
機械及び装置	2,380
車両運搬具	54
工具、器具及び備品	759
土地	2,903
建設仮勘定	2,132
無形固定資産	**960**
借地権	23
ソフトウエア	931
その他	5
投資その他の資産	**41,643**
投資有価証券	20,662
関係会社株式	7,505
出資金	15
関係会社出資金	4,837
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	29
関係会社長期貸付金	5,046
長期前払費用	1
前払年金費用	4,952
その他	108
貸倒引当金	△1,514
資産合計	92,551

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**15,512**
買掛金	7,634
短期借入金	4,200
未払金	1,443
未払費用	889
未払法人税等	150
未払消費税等	97
預り金	92
前受金	24
賞与引当金	858
製品保証引当金	27
その他	93
固定負債	**10,673**
長期借入金	5,350
長期未払金	254
資産除去債務	315
繰延税金負債	4,753
負債合計	**26,185**
純資産の部	
株主資本	**57,616**
資本金	**3,364**
資本剰余金	**3,689**
資本準備金	3,661
その他資本剰余金	28
利益剰余金	**51,336**
利益準備金	690
その他利益剰余金	50,646
固定資産圧縮積立金	220
研究開発積立金	200
別途積立金	41,186
繰越利益剰余金	9,039
自己株式	**△773**
評価・換算差額等	**8,748**
その他有価証券評価差額金	8,748
純資産合計	**66,365**
負債・純資産合計	92,551

損益計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**54,251**
売上原価		42,746
売上総利益		**11,505**
販売費及び一般管理費		7,450
営業利益		**4,055**
営業外収益		
受取利息	72	
有価証券利息	4	
受取配当金	4,347	
貸倒引当金戻入額	87	
受取賃貸料	232	
その他	197	4,943
営業外費用		
支払利息	77	
固定資産除却損	88	
固定資産賃貸費用	80	
為替差損	100	
その他	90	438
経常利益		**8,560**
特別利益		
環境対策引当金戻入額	31	31
特別損失		
固定資産除却損	14	
関係会社株式評価損	1,650	
関係会社出資金評価損	208	1,874
税引前当期純利益		**6,718**
法人税、住民税及び事業税	1,243	
法人税等調整額	394	1,637
当期純利益		**5,080**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年５月19日

西川ゴム工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　幸　司
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　洋　介

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、西川ゴム工業株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西川ゴム工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月19日

西川ゴム工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　田　幸　司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　洋　介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、西川ゴム工業株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、前年度の事業報告に記載の当社連結子会社における誤謬事案については、財務報告の信頼性確保に向け、各関係会社の内部統制及び本社からのモニタリング体制のさらなる強化など、取締役会が適切に再発防止に取り組んでいることを確認しております。本質的なガバナンス体制強化の取り組みについて引き続き注視してまいります。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

西川ゴム工業株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）	吉野　毅	㊞
監査等委員	大迫唯志	㊞
監査等委員	山本順一	㊞
監査等委員	藏田　修	㊞

(注) 監査等委員大迫唯志、山本順一及び藏田修は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

ご参考

株主メモ（2025年3月31日現在）

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
一単元の株式数	100株
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日
株主名簿管理人 （特別口座の管理機関）	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168－0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
電話照会先	0120－782－031（フリーダイヤル） 受付時間　9:00～17:00（土日休日を除く）
公告の方法	電子公告による 公告掲載URL　https://www.nishikawa-rbr.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

株主優待制度

2025年3月末時点の株主名簿に記載された株主様に、株式分割前の保有株式数を基準としてクオカードを贈呈いたします。
発送時期…6月下旬　　※お届け先は2025年3月末時点の株主名簿に記載されたご住所になります。

【贈呈基準】

保有株式数	優待内容
100株以上 1,000株未満	**クオカード 1,000円分**
1,000株以上 5,000株未満	**クオカード 3,000円分**
5,000株以上	**クオカード 5,000円分**

【長期継続保有特典】
継続保有期間3年以上※かつ100株以上保有する株主様を対象に、下記の長期継続保有特典を追加して贈呈いたします。

保有株式数	優待内容
100株以上1,000株未満	**クオカード 1,000円分**
1,000株以上	**クオカード 2,000円分**

※3月末および9月末の当社株主名簿に同一株主番号で7回以上連続して100株以上の保有が記録されていること。

2025年４月１日に行った株式分割に伴い、2026年６月発送の株主優待贈呈基準を変更しております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。
（ウェブサイト：https://www.nishikawa-rbr.co.jp/ir/stocks/yield.html）

また、お届けしたクオカードをご返送いただいた場合、当社が株主様に代わり、社会福祉法人中央共同募金会へ寄付をし、「赤い羽根共同募金」として社会貢献活動のために役立てます。
詳細はクオカードに同封のリーフレットをご確認ください。

赤い羽根共同募金

株主総会会場ご案内図

会場

広島市西区三篠町二丁目２番８号

西川ゴム工業株式会社 本社５階会議室　電話番号：(082) 237-9371（代表）

交通のご案内

- JR　横川駅下車　北口より徒歩10分
- 国道183号線路線バス　三篠町一丁目下車　徒歩５分
- 広島バス　23号線　楠木町下車　徒歩８分
- アストラムライン　白島駅下車　徒歩10分

お願い

当日は午前９時から受付が可能です。当社駐車場は手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただいております。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　環境にやさしい植物油インキを使用しています。

FSC　ミックス　紙 | 責任ある森林管理を支えています　FSC® C022915